

令和6年8月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

令和6年8月20日（火） 午後1時30分～午後2時25分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所5階）

3. 出席者

教育長	織田 恭淳
委員	前田 康一（教育長職務代理者）
委員	松宮 誠也
委員	兼子 貴絵
委員	前川 加奈子
委員	押谷 喜美子

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	内藤 正晴
次長	山岡 万裕
次長	高山 義雄
管理監兼幼児課長	為永 智子
教育総務課長	藤田 いずみ
教育改革推進室長	成田 健
教育指導課長	馬淵 康至
すこやか教育推進課長	森 靖
教育センター所長	杉本 義明
教育センター研究・研修室長	野村 由紀子
教育総務課長代理	野邊 誠
教育総務課係長	川瀬 奈津代
教育総務課主査	五十嵐 亮平

6. 傍聴者

2名

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 24 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

議案第 25 号 議会の議決に経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第 26 号 学校運営協議会委員の任命及び解任について

日程第 5 協議・報告事項

(1) 「長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金の交付要綱」の制定について

(2) 令和 7 年度幼稚園・保育所・認定こども園入園(入所)募集について

日程第 6 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

教育長から開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

前田委員、松宮委員

3. 会議録の承認

7 月定例会

特に指摘事項はなく、7 月定例会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：夏休みの様子についてですが、昨年は本当に痛ましい水難事故があり、7 月の最後の校長会では、「そういった事故がないよう十分に気をつけてほしい」といったことをお伝えし、この夏を迎えたわけですが、残念ながら日本全国では色々な所で子どもたちのつらい事故が起きたという報道があります。まだ本市においては、大きな事件や事故の報告はないということを皆さんにお知らせしたいと思います。ただし、今年から夏休みが 8 月いっぱいまであります。残り 2 週間程度ありますので、しっかりと学校には見ていただきたいと思います。

います。

5. 議案審議

議案第24号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について
教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

押谷委員：16 ページの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を実感した割合について」、保護者アンケートがあるのですが、このアンケートはどういった質問なのかを教えてください。

管理監兼幼児課長：5歳児の保護者を対象にアンケートを実施したのですが、例えば「子どもが『はい』と返事ができるようになりました」などといったアンケートの内容です。そういったことを保護者に質問し、その質問に答えていただければ、何%という回答率になっております。

教育長：少しアンケートの中身を紹介できますか。

管理監兼幼児課長：少しお時間いただけますか。

押谷委員：もし、探していただくのに時間かかりそうでしたら、他の委員の質問を先にお願いします。

教育長：取りあえず探しておいてください。押谷委員はこの質問だけで良いのですか。

押谷委員：22 ページに「いじめの解消率」があるのですが、小学校で 70.3%、中学校で 70.6%ということで、30%が解消されていないということだと思うのですが、これはどういう状況なのか教えてください。

教育指導課長：いじめの解消についてですが、どういう状態でいじめが解消されたのかということ、いじめが起こった時点から3か月間、その児童等がいじめに関わり同じような事象が起こっておらず、つらい思いをしていないことが確認できましたら、そのいじめは解消したと捉えます。したがって、令和5年度におけるいじめの件数の中で、1月、2月、3月に上げられている事案については、令和5年度中に解消をすることができませんので、その件数が 30%の中にはある程度あると考えていただければと思います。

押谷委員：12月までに起こったいじめについては、大体解消されていると考えられるのですか。

教育指導課長：小学校で言いますと3月末までで 223 件あるのですが、そのうち3月末までに 159 件が解消されています。この中でいじめが解消されていないものについては2件あり、継続して対応しております。また、中学校については 68 件中 48 件が解消されており、解消されてない件数はないと聞いております。

教育長：12月までのいじめについては、中学校では3月までに全て解消できており、小学校では2件、3か月では解消できなかったということですのでよろしいです

か。

教育指導課長：はい。

教育長：その2件についてはどうですか。

教育指導課長：その2件のうち1件については4月で解消できたと思っております。もう一件については、まだ保護者に再審議をするかどうかの意見を求めている段階ですので、それは解消となっていないところです。

兼子委員：おそらく、昨年に初めてこの指標を見せていただいた時に、同じ質問をさせてもらったように思うのですが、12月以降に起こった事案については、評価はできないけれども全体のパーセントに含んでしまうことになってしまうので、何月から何月までといった指標の期間の設定がそれで良いのかなと思います。目標値と実績値の期間にズレが生じてしまうというのは、やはり年度の関係で仕方がないのでしょうか。

教育指導課長：計画を策定した時のこの指標は変えられないということですので、令和7年度まではこの指標で継続し、新しい計画策定時に考えさせていただこうと思っています。

管理監兼幼児課長：アンケートの質問ですが、5歳児の保護者を対象に「お子様の育ちについて1年前と比べてどのように感じておられますか」という15の質問にお答えいただいています。その内容ですが「身の回りの後片づけや着替えについて自分なりにしていますか」「自分から進んで戸外に出て遊ぼうとする姿がありますか」「友達と協力して仲よく遊ぼうとしておられますか」などといった、子どもの育ちについての15個の質問の回答について「できている」「できていない」というような形でパーセントをつけているという状況です。

教育長：15個のすべての質問内容についてお知りになりたいようでしたら、後ほど担当課から送付させますが、いかがですか。

押谷委員：お願いします。

前田委員：結局、このデータの数字は令和5年度の話で、このいじめの問題はもう解決したんですね。数値だけではなく、そういった説明をされれば良いのではないのでしょうか。この数値だけでは少し目立つというか、いじめがまだあるのかといった印象を与えてしまうと思います。けれども、それは統計上の問題であって、実際はもう全ていじめは解消しているということですよ。

前川委員：スクールガードの登録について、達成できていない学校がどこだったのでしょうか。

すこやか教育推進課長：少しデータを探します。

教育長：6校が未達成ということですね。少し時間がかかりますか。

すこやか教育推進課長：はい。

教育長：他に何かありますか。

松宮委員：数値だけしか見ていないのですが、体力テストについてです。これはA評価なのですが、計画策定時よりもほとんどの数値が下がっている中でAと

評価する理由を教えてください。

すこやか教育推進課長：評価の仕方が「90%以上でA評価」となっていますので、率を割り戻すと90%以上になりますので、数字自体は落ちていますが、A評価とさせていただきます。

松宮委員：分かりました。そういった基準で評価されているんですね。

教育長：事務評価委員会でも議論が出ていまして、目標達成ができていたのに次年度の目標値がそれより低いなどいろいろとありました。一度目標値を出してしまっていますので、難しいですね。

兼子委員：さきほどの質問と同じなのですが、一度出してしまっている目標値を変更するというのは、今のシステム上かなり難しいことなのですか。

教育総務課長：現在、教育振興基本計画というマスタープランがあり、5か年計画として策定しており、令和7年度末までの計画として指標を公表しています。その計画における指標に対して、事務評価の目標設定を行い、毎年諮っているという形になりますので、最初に設定した計画の指標は簡単には変えられないという状況になっています。その部分については、毎年の事務評価委員会や昨年の教育委員会の中でもご指摘をいただいているところです。その計画と関連した仕組みの話になってきますので、計画については来年度見直しの時期に来ておりますので、そのあたりの仕組みの検討を今からしていきたいと思っています。また、細かいところでは、そのマスタープランに基づき、毎年教育行政方針を策定し、目標に向けて事業を行っているわけですが、そのアクションプラン的なところでの数値は毎年諮れますので、そこでしっかりと計画を達成するための目標設定ということを組み合わせて進めていかなければならないと思っています。数値的な齟齬というのはどうしてもこういった形で出てきてしまいますが、だからといってそれが達成できていないということではなく、それを踏まえた上で事務事業を進めていき、内容を精査していくということで、現在進めているところです。

教育長：令和8年度からは、もう少し柔軟な形で進めていこうということですね。すこやか教育推進課、どうですか。

すこやか教育推進課長：スクールガードの未達成の6校ですが、長浜南小学校、湯田小学校、虎姫学園、速水小学校、木之本小学校、塩津小学校の6校です。

教育長：理由は分かりますか。

すこやか教育推進課長：そもそもの児童数に対するスクールガード登録者数が少ないなどの理由です。また、北部地域ではなかなかスクールガードをしていただけの方が少ないという理由もあります。

教育部長：少し補足させていただくと、これには基準がありまして、一つは児童数に対するスクールガード登録者数、いわゆる児童数の25%に当たる登録者数があるかどうかという要件があります。それからもう一つ、通学路危険箇所での必要人数ということで、学校ごとに危険箇所などがありますので、そういっ

た場所へスクールガードを充足できるかという2つの基準があります。その2つの基準のどちらかを満たしているものが達成となっております。そのうちどちらか、登録者数が25%を達成している場合もありますし、逆にその危険箇所に立っていただける方が100%という場合もあります。もちろん両方という場合もありますが、両方の基準を達成していない学校が未達成ということで、今申し上げた数です。

教育長：達成と出ていても、どちらかの基準を達成できていない学校もあるということですね。

教育部長：そういった学校もあります。

教育長：確かに私の近所などを見ていても、やはり老人会など組織自体が少しくまぐ機能していない場合などは、各町内や学校などが非常に苦労しておられますね。

松宮委員：先ほどの体力テストの件ですが、評価については分かりました。おおむねで結構なのですが、体力テストはどういったことをやるのですか。ランニングやおそらく昔は投てきなどがあったりしたと思うのですが。

教育長：昔のスポーツテストのようなイメージをしていますが、最近の体力テストは違うのですか。

すこやか教育推進課長：まず体の柔軟性を測る前屈やハンドボール投げなど、6種目ぐらいあります

高山次長：ソフトボール投げですね。

すこやか教育推進課長：小学校ではソフトボール投げで、中学校ではハンドボール投げだったと思います。あとは反復横跳びに50メートル走などです。

松宮委員：この評価項目について、指標が体力テストの合計得点で測っていますよね。その中で、もし得点を上げようと思うのなら、そういったもののトレーニングをどうするのかということがおそらく対策になると思うのですが、工夫や努力したことが縄跳びの回数等だけです。これで体力テストの点数を上げようと思っても、縄跳びの回数は増えるかもしれませんが、多分体力テストの点数をあげることに繋がるのではないのでしょうか。その指標とそれに対して「何かを頑張ろう」「工夫しよう」としていることが繋がっていない感じがします。ですので、もう終わったことですので、この結果はこれで仕方ないと思うのですが、実際に計画等をつくるときにも、その部分をもっと意識してやらなければ、結局やっていることが成果につながらないと思います。ですので、次回の計画策定時には「対応すべき工夫」や「考えるべき工夫」などをもっと繋げなければ、どの項目も一緒なのですが、指標の改善などに繋がってこないのではないのでしょうか。その部分は少し検討されたほうがいいのかと思います。

すこやか教育推進課長：課内でもそういったことは話し合っております。例えば前屈ですと柔軟性を測るということですので、体育の授業の前にそういったこ

とを取り入れて、一つの項目でも点数を上げるような取組をしてはどうかということで、今取組をされているところです。来年度以降、できればそういった取組について、各学校に周知していきたいなと思っているところです。

教育長：学校ごとには、何か工夫はしてもらっているのですか。

すこやか教育推進課長：特には聞いていませんので、学校ごとにはされてはいないのではないかと思います。

高山次長：それぞれの学校では全国学力学習状況調査と同じで、課題を明確にして「こういったことに取り組んでいく」といったことは体育主任を中心に意図的に行われていると思います。

前田委員：知徳体が学校教育目標の中で、学校管理計画を見せてもらったときに、「体」の部分において重点的に何に取り組むのかということを明記しておられると思います。高山次長が言われたのはそのことで、各学校では知徳体の「体」をどのように高めていくのかといった視点で取り組んでおられます。ただし、その取組が体力テストの結果に結びつくのか、得点が高まってくるのかどうかは少し疑問があるところかなと思っています。

教育長：独自の取組もそうですし、今、松宮委員からも話がありましたように、そのベクトルをうまく指標に合わせるような工夫や努力が必要かなと思います。これは体力だけではなく他のところについても、各部署にお願いしたいと思います。他にありませんか。

押谷委員：18 ページの読み聞かせのところですが、研究指定園が2園とあるのですが、この2園がどこかを教えていただけますか。

管理監兼幼児課長：研究園ですが、今回研究発表をしたのが神照幼稚園と南郷里幼稚園です。

押谷委員：ありがとうございます。

教育長：これは令和5年度の話ですね。

管理監兼幼児課長：そうです。

教育長：今もやっているのですか。

管理監兼幼児課長：令和6年度については、確認をしてみます。

押谷委員：幼児期の読み聞かせについては、いろいろと工夫をされているように思うのですが、小中学生の読書数がとても少ないのが気になります。この幼児期にされている施策で、小中学校までいい影響が継続できるといいなと思います。

教育指導課長：委員がおっしゃるように、特に中学校の過去10年間の読書量は非常に減少している状態です。いろいろと学校図書を入れていただき、図書館の環境という部分は非常にこの10年で良いものになっております。子どもたちが本に親しむだけではなく、なかなか教室に安心していられない子どもたちにとっての安全な場所という、憩いの場にもなっております。そういった部分では非常にありがたいのですが、毎年行っている調査結果では、特に中学3年生

の読書量が年々落ちている状態です。滋賀県全体でも同じ結果が出ております。教育長：去年の夏に図書カードを配布しましたが、その後の調査の結果は出たのですか。今年はまだですか。

教育指導課長：読書量がどうなったかですか。

教育長：読書量が増えているかどうかについてです。学校ではなかなか本を読んでいる時間はないと思うので、やはり自宅での読書かなと思うのですが。今年はまだ結果は出ていないのですか。

教育指導課長：令和6年度の結果は出ておりません。毎年6月に調査をして、県から結果が下りてくるのがもう少し後になるかと思います。令和5年度の結果ですと、中学校だと1か月に読む本が1冊以下と答えてる生徒が41%、小学校が11.4%です。

教育長：それは図書カードを配布する前か後どちらですか。

教育指導課長：これは6月に調査していますので、図書カードを配布する前の調査結果です。

教育長：次が楽しみです。

教育指導課長：今年度の6月の調査でどうなっているかですが、また結果は出ると思います。

教育長：楽しみにしておきます。

兼子委員：いつも読書の話が出るときに、電子書籍を入れるか、入れないかという話が出るかと思いますが結局どうなったのですか。

教育指導課長：この県の調査のときにも各担任から、電子書籍についても冊数に入れてもよいと話していただいています。

兼子委員：「電子書籍も入れてもよい」となった上での数字ということですね。

教育指導課長：そうです。

教育長：学校図書館などには、まだ電子書籍は入っていないですね。

教育指導課長：入っていないです。

教育長：またこういった事も考えていかなければいけないかもしれません。

高山次長：経過だけですが、昨年に図書カードの配付をさせていただき、その後の追跡調査としては行ってはいないのですが、以前もどこかでお知らせしましたが、やはり7割か8割近い子どもたちは図書カードで本を購入した、あるいは購入する予定だと回答してくれていますので、その回答を信用するとすると家での蔵書数は増えていると思います。それが読書量につながっているといいなと思います。

教育長：分かりました。

管理監兼幼児課長：先ほどの豊かな言葉の研究ですが、令和4年と令和5年に神照幼稚園と南郷里幼稚園で研究を行い、この研修会で発表がありました。今年度はどの園でも研究は行っていませんが、この豊かな言葉の研究を生かした保育についてはどこかの園では行っていると思います。

押谷委員：ありがとうございます。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第25号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長、教育改革推進室長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第26号 学校運営協議会委員の任命及び解任について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

6. 協議・報告事項

(1) 「長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金の交付要綱」の制定について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

教育長：別に定める基準というのはどこにありますか。

教育指導課長：この別に定める基準につきましては、「学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」という令和6年度に法改正されたものです。そこに規定している特定性犯罪事実該当者というものがあり、その部分を市長が別に定める基準とさせていただきます。

教育部長：補足させていただきますと、法施行されていますとその法を引用条項として持ち込むのですが、この法律については公布をされていますが、施行がまだという状況です。その法律を直接引用することはできませんので、別に定めるということにさせていただきます。ただし、その基準は今の法律の条項をそのままという形での基準を設けております。

前田委員：法律が施行されれば改正されるということですか。

教育部長：改正することになると思います。

教育長：その法律の施行のめどは立ったのですか。

教育指導課長：これは法が公布されてから2年6か月以内に施行すると書いてありますので、めどは少し分らないですが、近々施行されると思います。

教育部長：施行されていないものを条文に入れられないと法規のほうから指摘がありましたので、その部分をこのようにさせていただいたということです。

教育長：分かりました。

- (1) 令和7年度幼稚園・保育所・認定こども園入園(入所)募集について
教育長は事務局に説明を求め、幼児課長から資料に基づき説明があった。

教育長：この電子手続というのは、例えばスマートフォンなどから手続きするものですか。

管理監兼幼児課長：そうです。QRコードを通して読み取っていただくと申込みができるページが出てきますので、本当にスマホ一つで申込みができるような状態です。やはりスマホでは不安だと言われる方については、これまでどおり申請用紙での申込みもできますので、どちらでも選択できるような状況です。必ず電子申請をしてくださいというわけでもなく、申請用紙でというわけでもなく、両方で申込みができますという状況になっています。

令和8年度に電子申請を実施しようと思っていたのですが、調整がうまくいきませんでしたので、一度混乱をなくすために前倒しで実施し、何か不具合があれば来年度にも調整もできますので、前倒しで申請の電子化をしました。

教育長：それはQRコード、二次元コードの読み取りだけですか。どこかホームページからでも申請ページにいけるのですか。

管理監兼幼児課長：そうですね。ホームページにもQRコードが読み取れるように表記できますし、毎年配布している入園のガイドブックでもQRコードを貼り付けてありますので、そちらでも読み込んでいただければ申込みが可能となっています。

教育長：第2希望、第3希望も含めて調整をするとなぜ早く決められるのですか。

管理監兼幼児課長：今までですと、第1希望園のみでの入所調整を行っていました。園ごとに調整をすると、園によっては10人入れる園や9人入れる園などまちまちです。点数順に全て調整はしているのですが、ある園では点数の低いお子さんでも入園できたりするのですが、ある園では希望者が多いため点数の高い方でも入園できなくなるという事があります。けれども、第2、第3希望で空いている園に入園を希望していただいているのであれば、点数の高い方は第2希望、第3希望ではありますが入園のご紹介はできますので、そちらで調整を行います。要はより要件が、点数が高い方が入園できるようなシステムにしたところです。

教育長：分かりました。

前川委員：申請用紙での申込みはこの受付場所に提出するということですか。

管理監兼幼児課長：そうですね。

前川委員：電子申請の場合は受付場所に行かなくても、申込みを完了することができるということですね。

管理監兼幼児課長：はい。

7. その他

8. 閉会

教育長から閉会宣言があった。